



令和8年度 倉吉市 公立放課後児童クラブ 利用のしおり

令和8年度の公立放課後児童クラブ利用者を募集します。

□このしおりに関する内容のお問合せは…

①倉吉市健康福祉部子育て支援局こども支援課 ☎(0858)22-8100

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1(市役所第2庁舎2階)

②利用を希望する公立放課後児童クラブ

□入会申込書等必要書類の提出先は… 利用を希望する公立放課後児童クラブ

1 放課後児童クラブについて

目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として開設しています。

「友達が利用しているから」「児童クラブで宿題や遊びをしたいから」など私的な理由での利用はできません。利用にあたっては、事業内容をご理解のうえ、お申込みください。

利用できる児童

小学校又は特別支援学校小学部に就学し、保護者が「放課後児童クラブの利用を必要とする事由(2ページ参照)」のいずれかに該当する児童(※概ね各月10日以上の利用があること)。

利用できる日・時間

下記のうち、保護者が就労等により保育できない時間。

【平日】放課後～午後6時30分 【土曜・長期休暇中】午前8時～午後6時30分(一部異なります)

※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)は閉所します。

※利用する児童がない場合には閉所する場合があります。

放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブ名	住 所	電話番号
明倫児童クラブ	倉吉市余戸谷町3059	23-7171
小鴨児童クラブ	倉吉市小鴨568-2	28-3396
高城児童クラブ	倉吉市上福田1103	28-5588
ポプラ学級	倉吉市大平町360-1	26-9985
北谷児童クラブ	倉吉市福富268-5	28-6523
関金児童クラブ	倉吉市関金町関金宿666	45-1970

※私立放課後児童クラブは、市ホームページ等をご確認ください。

放課後児童クラブ利用料

運営費の一部として、ご負担いただきます。

利用月	利用料(児童1人につき)※おやつ代含む
8月以外の月	2,000円
8月	4,000円(長期休業中にかかる利用の場合)

◆以下の場合には、利用料が半額となります。

・同一世帯において複数の児童が利用する場合の2人目以降の利用料。

・ひと月の利用日数が5日以下(月途中での入退会、土曜日のみ利用、傷病等による学校の欠席)になる場合の利用料。

※非課税世帯等の減免申請もあります(3ページ参照)。

2 利用申込み手続き等について

(1) 利用要件

保護者について

保護者(父母ともに)が下表のいずれかに該当し、やむを得ず家庭での保育ができないと認められること。

放課後児童クラブの利用を必要とする事由	内 容
就労	月 48 時間以上就労している場合、その就労期間 (フルタイム、パートタイム、居宅内労働、自営業等全て含む)
妊娠・出産	保護者が出産間近又は出産後間がない場合、その産前産後各 8 週 (産後は 8 週に係る日の属する月末まで)
保護者の疾病・障がい	保護者が病気・ケガ又は心身に障がいがある場合、その必要期間
親族の介護・看護	病気又は心身に障がいがある同居等親族を常時介護又は看護している場合、その従事期間
就学	保護者が学校に通学又は職業訓練を受けている場合、その在学期間

※求職活動や育児休業による利用はできません。

実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 申込書類

提出物	説 明
①放課後児童クラブ入会申込書	児童 1 人につき 1 部ずつ提出してください。世帯構成員欄は、同居する親族（世帯分離、隣接敷地含む）について記載してください。祖父母等のお迎えがあることを想定しています。
②放課後児童クラブの利用を必要とする事由を確認する書類	保護者 1 人につき 1 部ずつ提出してください（単身赴任含む）。必要書類の詳細は、下表をご覧ください。
③口座振替依頼書（初年度のみ）	利用料およびスポーツ安全保険加入掛金の支払は口座振替としています。複数児童がいる場合でも 1 枚のみ提出してください。

◆放課後児童クラブの利用を必要とする事由を確認する書類

放課後児童クラブの利用を必要とする事由	必要書類
就労	・就労証明書（雇用者による記入） ※勤務先が複数ある場合は、それぞれ提出してください。
	・就労証明書（本人による記入） ・就労状況がわかるもの（確定申告書等の写し） ※開業して間もない場合は、開業届や営業許可証等の写しでも可。
妊娠・出産	・放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 ・母子健康手帳（出産予定日が記載されたページ）の写し
保護者の疾病・障がい	・放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 ・診断書又は障害者手帳等の写し
親族の介護・看護	・放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 ・診断書又は障害者手帳等の写し
就学	・放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 ・在学証明書 ・就学期間や時間割等がわかるもの

(3) その他

放課後児童クラブ利用料減免申請

下表の区分に該当し、減免申請書の提出があった場合には、利用料が減額されます。

区分	利用月	利用料（児童1人につき）
生活保護法に定める被保護世帯に属する児童	一	無料
市町村民税非課税世帯に属する児童	8月以外の月	1,000円
	8月	2,000円

※非課税世帯については、当該年度の4月から8月までは前年度分の市町村民税を、9月から翌年3月までは当該年度分の市町村民税を基に決定します。

スポーツ安全保険加入掛金

放課後児童クラブでの活動中や小学校又は自宅と放課後児童クラブとの往復中の事故やけがに備え、スポーツ安全保険に加入していただきます。掛金は児童1人につき年額800円です。

保険の概要や給付内容等は、以下へお問い合わせください。

▶(財)スポーツ安全協会ホームページ <http://www.sportsanzen.org>

▶スポーツ安全協会コンタクトセンター TEL:0570-087109(固定電話から) 03-5510-0033(携帯電話から)

放課後児童クラブ利用決定について

利用希望者が各クラブの定員を超える場合には、~~低学年及び児童の健全育成上配慮を要する児童を優先~~とし、保護者等の勤務時間、家庭状況等を考慮して利用者を決定します。また、年度途中の利用申込についても、定員を超えたクラブはお断りすることがあります。

特別な配慮が必要な児童について

障がい等により支援が必要な場合や、食物アレルギー等の配慮が必要な場合、その他に気がかりなことがあれば、入会申込書の裏面の「児童の健康状態等」の欄へ具体的にご記入ください。

3 退会や変更の手続について

退会

年度途中で退会する場合には、「退会届」を提出してください。退会手続がない場合は、実際の利用がなくても利用料をお支払いいただきます。なお、退会後でも再度入会が必要となった際は、所定の入会手続の上、利用申請することができます。

◆次の事例に該当するような場合は、利用が取消しになることがあります。

- ・申請書類等に虚偽の記載があった場合
- ・家庭状況の変更等により、利用を必要とする事由に該当しなくなった場合
- ・他の児童や支援員に対して暴力的な言動があるなど、集団生活に不適応な状況が継続する場合
- ・正当な理由なく連絡のないまま欠席が続く場合
- ・保護者の迎えが恒常的に閉所時刻を過ぎる場合
- ・その他、放課後児童クラブの運営上著しく支障があると認められる場合

変更

「放課後児童クラブの利用を必要とする事由」に変更があった場合には、該当する事由の確認書類を提出してください。また、家庭状況や連絡先等の変更があった場合は、利用する児童クラブへお知らせください。

※勤務先や勤務条件等が変更となった場合には、再度、就労証明書の提出が必要となります。

※退職や出産があったときには、速やかにお知らせください。求職活動や育児休業による利用はできません。

4 自然災害等による閉所等について

自然災害・集団感染等により、学校が早帰り、臨時休校等となる場合のクラブの受入体制は次のとおりです。

【自然災害等】

	早帰り・集団下校	臨時休校
台風・大雪等	閉所 ただし、台風の規模・進路、降雪の状況等必要に応じて早めの迎えをお願いします。	閉所 ただし、保護者の諸事情によりやむを得ないと判断される場合は、 <u>保護者による送迎を条件として受入れをします。</u>
その他	施設の損壊等により児童の安全が確保できない場合は、クラブを閉所する場合があります。	

【インフルエンザ等の感染症】 ※原則各学校の対応に準じます

	早帰り	学校閉鎖・学級閉鎖
集団感染等	該当学級の児童は、 受入不可	・閉鎖対象となる学校・学級の児童は、 受入不可 ・それ以外の児童については、通常通り受入します。
医師の診断により校長からの「出席停止通知」が出された児童	対象児童は、児童クラブの利用はできません。	

上記のほか、やむを得ない事情があるときは、その都度対応を判断いたします。

5 利用にあたっての注意事項

- 利用ができるクラブは児童が在学する小学校区のクラブです。
- お迎えは保護者、家族が行っていただき、閉所時間内に必ずお越しください。やむを得ず閉所時刻を過ぎる場合は、必ず事前に連絡をお願いします。
- 児童の具合が悪くなった場合は、緊急連絡先等への連絡により、お迎えをお願いすることがあります。
- 宿題について、自主的に取り組めるように声掛けを行いますが、学習指導は行いません。内容については、ご家庭での確認をお願いします。
- 児童が故意に施設や物品を破損した場合は弁償していただく場合があります。
- 医療行為は対応できませんので、服薬等は児童自身で行っていただきます。なお、服薬を促すなど、可能な範囲での対応はご相談ください。

